

遺言作成の基礎知識

1. 遺言の目的と留意事項

(1) 遺言の本当の目的

遺言とは、被相続人の最終の意思表示のことです。遺言を作成しておくことにより、相続財産等の承継について、被相続人ご自身の意思を反映させることが可能となります。

遺言作成で大切なことは

- ① 遺言書は「残す」ことが目的でなく、遺言の内容を実現すること（遺言を執行すること）が目的であること。
- ② 遺言者の遺言能力、法律で定められた方式、内容で法的に効力がある遺言書として作成すること。
⇒無効とならないためにも。

(2) 遺言能力があること

遺言能力とは、遺言の内容を理解し、判断する能力ということになります。遺言をするには、遺言時点で「遺言能力」を備えていることが必要です。

遺言能力のない者が作成した遺言は、裁判で無効とされてしまいます。

- ① 遺言ができる年齢について、民法961条では「15歳に達した者は、遺言をすることができる」とされていますので、14歳未満の者がした遺言はそれだけで無効となります。
- ② 遺言者は、遺言をするときにおいてその能力を有しなければならない(963条)。

遺言書の作成はタイミングが大切で、判断能力のあるうちに作成しましょう。

(3) 遺言の方式（普通的方式）とは

遺言は、単に口頭で相続の希望を述べたり、紙に書いておいたりしただけでは、遺言としての効力を生じません。

法律で定められた遺言の作成方式に従って遺言をしなければ、法律上の遺言としての効力を生じないということです。（960条）

民法967条では、「遺言は自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない」と規定されています。

(4) 遺言執行者はなぜ必要か

遺言作成で大切なことは、遺言書は「残す」ことが目的でなく、遺言の内容を実現すること遺言を実行することが目的であることを前提に考えることです。

そのためには、遺言書に遺言執行者を指定おくことが必要となります。

遺言執行者は各相続人の代表として、遺言の内容を実現するため、さまざまな手続きを行う権限を有しています。

遺言執行者を選定する方法は次のとおりです。

- ① 遺言書で指名する (1006条1項)
- ② 第三者に決めてもらうように遺言書を残す (1006条1項)
- ③ 家庭裁判所に遺言執行者を選任してもらう (1010条)

(5) 「遺留分侵害額の請求権」とは

被相続人が亡くなった時、遺言書が出てきたので内容と確認してみると、「お世話になったAさん（相続人でない）へすべての財産を遺贈する」とありました。

このような時のために相続人には遺留分と言う権利が与えられています。

遺留分とは相続人が持つ権利で、相続財産から自身の取得する財産を必ず確保できる割合です。

相続した財産が遺留分に満たない場合、遺留分を満たす額まで遺留分を侵害している相続人や受遺者に対して相続財産の引渡しを請求することができます。